

[正誤表]

『令和4年版 税制改正経過一覧ハンドブック』の「4 青色欠損金の繰越控除」(90頁)の表に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。 一般財団法人 大蔵財務協会

事業年度		平20年4月1日 以後開始	平27年4月1日 以後開始	平28年4月1日 以後開始	平29年4月1日 以後開始	平30年4月1日 以後開始
区分						
欠損金額の範囲		その事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額				
控除可能額	中小法人等	この規定適用前の所得金額の100%				
	上記以外の法人	この規定適用前の所得金額の80%	この規定適用前の所得金額の65%	この規定適用前の所得金額の60%	この規定適用前の所得金額の55%	この規定適用前の所得金額の50% (注)
	新設法人の特例	この規定適用前の所得金額の100% (設立から7年後の日の属する事業年度まで) * 上場等の場合、以後の事業年度は対象外				

(注) コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間(令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度)に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設された(措法66の11の4)。